

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 2 5 日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く 御中
国公立大学法人担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における
安全管理の徹底について

この度、福岡県中間市において、保育所の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生しました。

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理について、保育所に関しては、保育所保育指針において、「保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るととともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと」としています。また、同指針解説においては、「事故発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の共有、事故予防のための実践的な研修の実施等が不可欠である」こと、「保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。子どもの安全の観察に当たっては、午睡の時間を含め、一人一人の子どもの確実に観察することが重要である」ことについて、お示ししているところです。

幼稚園、幼保連携型認定こども園及び特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）に関しては、文部科学省において、「学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（平成 31 年 3 月改訂 2 版）を作成、配布しているところであり、その中で、幼稚園等における安全管理の留意点として、①教職員の役割の理解・役割分担、②園外保育、③避難訓練・研修、④安否確認、⑤保護者との連携等について留意点を示しているところです（第 3 章第 6 節 幼稚園、特別支援学校等における主な留意点）。

また、幼稚園を含む学校においては、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 27 条により、「学校安全計画」の策定が義務付けられているほか、同法第 29 条により、「危

険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」の作成が義務付けられており（注）、文部科学省において、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年 2 月）において幼稚園等における留意点を示しているところです（第 3 章 3－9 幼稚園等における留意点、第 3 章 3－10 特別支援学校等における留意点）。

（注）幼保連携型認定こども園においては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 77 号）第 27 条により、学校保健安全法第 27 条及び第 29 条の規定が準用されているほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）及び同解説において、園における安全管理について示しているところです。

本事案については、現在も、福岡県における監査等が続けられているところですが、上記の内容も踏まえ、下記のとおり安全管理を徹底することについて、各都道府県・市町村保育主管課におかれては域内の保育所に対して、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の幼稚園及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人に対して、国公立大学担当課におかれては附属の幼稚園等に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

なお、本事案については、福岡県における監査等が続いていることから、今後、その結果等を踏まえて、必要に応じて追加的な周知等を行うことも検討しております。

記

- ① 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること
- ② 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること
- ③ 送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から、
 - ・運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと
 - ・子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること等に留意いただくこと。
- ④ 各幼稚園等においては、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」について、適宜見直し、必要に応じて改定すること。

【参考資料】

- 1 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（主な記載箇所：第3章第6節1、2）
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf
- 2 学校の危機管理マニュアル作成の手引（主な記載箇所：第3章3-9、第3章3-10）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm
- 3 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説（記載箇所：第3章第4節2）
https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/youryou_kaisetsu.pdf

【問合せ先】

- 保育所の事件及び事故に関すること
厚生労働省子ども家庭局総務課
少子化総合対策室指導係
tel：03-5253-1111（内線 4838）
- 保育所の運営指導、
設備及び職員配置基準に関すること
厚生労働省子ども家庭局保育課
企画調整係
tel：03-5253-1111（内線 4839, 4854）
- 幼稚園及び特別支援学校幼稚部における
安全管理に関すること
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係
tel：03-5253-4111（内線 2966）
- 幼稚園に関すること
文部科学省初等中等教育局
幼児教育課 企画係
tel：03-5253-4111（内線 3136）
- 特別支援学校幼稚部に関すること
文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課指導係
tel：03-5253-4111（内線 3716）
- 認定こども園に関すること
内閣府子ども・子育て本部
参事官（認定こども園担当）付
tel：03-5253-2111（内線 38442）
- 事故報告等に関すること
内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）付
tel：03-5253-2111（内線 38350）

災害共済給付の請求について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、学校の管理下の事故等があった場合、児童生徒等の保護者等に対して、医療費（医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10）、障害見舞金、死亡見舞金の給付を行う制度。災害共済給付の請求を行う際の事故等の状況の記載には、基本調査等の記録を活用することができる。

第6節 幼稚園、特別支援学校等における主な留意点

ポイント

- 幼稚園等※は、幼児が身体発育や精神的機能の発達が十分でないこと、登降園時間・通園方法、教育活動の場や内容、教職員の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があり、各園における特徴に留意した上で取り組むことが必要である。
- 障害のある児童生徒等の安全を確保するためには、一人一人の障害を理解し把握するとともに、障害のある児童生徒等も、自分の障害の状態や特性等を理解し安全に留意して学校生活が送れるように指導することが大切である。

※ 幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）・幼保連携型認定こども園

1 幼稚園等における主な留意点

幼稚園等は、幼児が身体発育や精神的機能の発達が十分でないこと、登降園時間・通園方法、教育活動の場や内容、教職員の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があり、各園における特徴に留意した上で取り組むことが必要である。また、幼児の発達の特長や地域の特徴を十分に理解した上で学校安全計画等を作成し、全教職員の協力体制の下、日常的な指導を積み重ねていくことが重要である。

なお、以下の主な留意点のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月）も踏まえて、事故発生の防止に努める必要がある。

（1）教職員の役割の理解・役割分担

勤務日ごとに当日出勤している教職員の役割分担を理解し、行動することが重要である。その日の出勤者が自分の役割を自覚するとともにその他の教職員の分担も理解し行動する。また、バス通園の場合は、非常時を想定してルートや避難場所などを選択・判断できるよう、対応を事前に決めておく。

特別な配慮の必要な幼児については、幼児の特徴や、いつもと違う状況での配慮点、介助者等がいないうちに誰がどのように避難に付き添うか等について、園内で共通理解を図っておく。

全教職員が揃わない早朝の預かり保育など教育課程に係る教育時間外の活動時や園外保育の際は、その時間帯の状況に応じた対応がとれるよう共通理解を図る。

（２）園外保育

園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、幼児の発達や活動場所などの特性に応じた安全管理が必要となる。活動場所やその経路に関する事前の実地調査、参加した幼児の人数や心身の健康状態の把握、活動の場所、時刻、時間等における無理や危険性の把握などについて教職員の共通理解を図り、状況に応じた慎重な安全管理を行うことが大切である。

（３）避難訓練・研修

朝や午後の預かり保育、降園後の施設開放、昼食時、プール、遠足（徒歩・バス・電車）などの様々な場面や時間帯を想定して実践的な避難訓練を行う。非常勤職員も参加することで、全教職員の共通理解を図る。なお、AEDや応急処置の研修も非常勤職員を含めた全教職員が参加できるようにする。

（４）安否確認

保育中は園内の様々な場所に年齢の異なる幼児がいるため、どの部屋にどの組が何人避難しているか、教職員間の連携を密にして、内線などで対策本部に報告し、いかなる状況でも即座に園の全人員の安否を確認する。

（５）保護者との連携

事故等が発生した場合の連絡の仕方・幼児の引渡しの方法については、年度当初に保護者と確認しておく。併せて、保護者の勤務場所や兄弟姉妹の有無及び在籍校、緊急時の連絡先を事前に確認し、迎えが遅くなる幼児を把握しておく。

また、保護者には、幼児は保護者の行動を模倣するため、安全に係るルール・マナーの遵守に努めてほしいことを伝えるとともに、バスや自転車通園の保護者には、交通安全や不審者対応について幼児自身が通園時等に確認できるような機会を意識して設けてもらうようにする。

（６）避難所対応

幼稚園は基本的に避難所にならないことが多いが、自治体によっては乳幼児・障害児対応施設になる場合がある。また、近隣の未就園児親子が不安から自主的に避難してくる場合もある。施設の開放の仕方などについて、あらかじめ園内で共通理解を図っておく。（詳細については「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」参照）

2 特別支援学校等における主な留意点

障害のある児童生徒等の安全に留意するためには、一人一人の障害を理解し把握するとともに、障害のある児童生徒等も、自分の障害の状態や特性等を理解し安全に留意して学校生活を送れるように指導することが大切である。小学校等の通常の学級や特別支援学級から、特別支援学校へ児童生徒等が転入してきた場合は、学校間で情報を共有するなど、連続性のある安全教育を心掛けることも必要である。また、各部が相互に連携するための体制を整えていくことが重要である。（詳細については「学校の危機管理マニュアル作成の手引」参照）

（１）障害のある児童生徒等の特性に応じた安全管理の留意点

特別支援学校においては、児童生徒等の障害の状態や学校・地域の実情に応じて、学校安全計画等に具体的に対応を反映させる必要がある。例えば、ヘルメットや防災頭巾等を被ることが難しい児童生徒等の教室では、安全点検について、保護者や消防署等とも連携し、安全な環境づくりを推進する。医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍している場合は、災害時における避難や学校待機を想定した備えについて学校保健計画と学校安全計画とのいずれかに明記されていることを確認する必要がある。

また、特別支援学校の中には、複数の障害種に対応した、いわゆる併置校と呼ばれる特別支援学校や、同一敷地内に高等学校と特別支援学校の分校や分教室が隣接されていたり、病院内に特別支援学校の分教室が設置されていたりする場合など様々な形態があることから、特別支援学校の危機管理マニュアルについては、児童生徒等の障害の状況や各学校の設置の状況によって工夫、連携する必要がある。

また、特別支援学校は、複数の市区町村を学区としていることも多く、県立学校の場合は所在する市区町村の防災担当部局と連携を図ったり、学校の所在地だけでなく学区に起こり得る災害について広く情報を収集したりするなど、適切な対応を検討する必要がある。また、福祉や医療との連携も重要であり、連絡会議を設けるなど、具体的な連携の方法について検討するとともに、例えば、放課後等デイサービス等との連絡会議において災害時の連絡方法について確認をしておくことも大切である。

さらに、校外学習の場合は、実地踏査に行き、児童生徒等の障害の種類や程度に応じて必要な設備等について確認を行う必要がある。また、付き添う教職員等の間で、児童生徒等の障害の状況はもちろんのこと、その日の体調についても申し送りをし、安全に留意する必要がある。

① 障害に応じた情報伝達方法の整備

例）聴覚障害：点滅灯、ディスプレイ、旗、手話、筆談、校内図など音声以外の伝達方法

② 障害に応じた避難経路・避難体制の整備

例）車椅子利用をする場合の経路や、エレベーター等が動かない状況や介助者がいない場合等の代替方法

③ 障害に応じた避難訓練の実施

例) 知的障害：訓練等を複数回行い経験を重ねたり、避難経路やとるべき行動が理解しやすい図などを準備したりすることで、事態を予測して落ち着いて行動できるようにしておく。

④ 保護者・医療関係者と発生時の対応について事前に検討

障害のある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい例

1 情報の理解や意思表示

- 情報の理解・判断に時間を要したり、できなかつたりすることがある。
- 自分から意思を伝えることが困難なことがある。
- ※ 全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障害や聴覚障害では、障害に応じた情報伝達方法の配慮が必要である。また、知的障害のある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。

2 危険回避行動

- 危険の認知が難しい場合がある。
- 臨機応変な対応が難しく、落下物等から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。
- 風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。
- 危険回避しようと慌てて行動することがある。
- けがなどをしても的確に訴えず、周囲が気付かないことがある。

3 避難行動

- 落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある（肢体不自由・視覚障害）。
- エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難に支障が生じることがある（肢体不自由）。

4 生活・生命維持

- 薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい。
- 避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。

5 非日常への適応

- 経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。
- 不安な気持ちが被災により増幅され、ふだん以上に感情のコントロールができなくなる可能性がある。

(2) 特別支援学校における通学の安全管理のポイント

障害のある児童生徒等の通学方法は障害の程度や学校の状況に応じて様々であるが、学区が広く、スクールバスを利用している児童生徒等も多いことから、通学の安全確保の観点からは、

バス停までの通学方法についても確認しておくことが必要である。また、障害の種類や程度にもよるが、自力通学の場合も多いため、登下校中の緊急事態等発生時の対応について、事前に保護者と共通理解を図っておくとともに、情報収集方法や安全を確保する方法など、児童生徒等に十分な指導をしておく必要がある。

また、車椅子や白杖等を使用していることで周囲から障害のあることが理解されやすい場合だけではなく、一見して障害のあることが分かりにくい場合もある。そこで、障害者に関するマークなどを身に着け、いざというときに支援が受けられるようにしておくことも大切である。

（３）特別支援学校における心のケアの引継ぎ

身体症状が表現しにくい児童生徒等は、ＡＳＤやＰＴＳＤの発症の仕方や時期、症状は様々であり、数年たってから症状が出ることも考えられる。このため、事故や被災後は、児童生徒等の様子を観察できる環境を整え、その様子を個別の教育支援計画を活用して関係機関と共有して引き継ぐ必要がある。

（４）特別支援学校における教職員研修のポイント

スクールバスの運転手や介助員、寄宿舎の指導員、非常勤講師等、多様な教職員が関わるため、全ての職員について、普通救命講習の受講ができるように研修を計画したり、勤務の割振りを変更したりすることが必要である。また、沿岸部を通るスクールバスの場合は、津波警報の受信の方法の確認や、その際の対応や連絡方法についての研修ができるようにすることも必要である。寄宿舎がある学校では、夜間における安全に係る研修について体制を整備することも必要である。

（５）避難所対応

特別支援学校は、一般の避難所では生活に支障を来す、特別な配慮を要する要配慮者とその介護者のための福祉避難所としての役割を担う可能性もあることから、必要に応じて、事前に具体的な対応の内容、応急手当用品等備蓄物資の内容や管理方法について、防災担当部局、教育委員会等と協議した上で、あらかじめ定めておくことが必要である。また、児童生徒等が学校に待機する場合に必要な物資等については、児童生徒等の障害の状況も踏まえて整理し、それらとは別に備蓄又は調達する方法を考えておく必要がある。

学校安全計画例（幼稚園）

月	4	5	6	7・8	9	
安全教育行事安全管理	生活安全	園内の安全な生活の仕方 ・遊びの場や遊具（固定遊具を含む）、用具の使い方・小動物のかかわり方 ・困ったときの対応の仕方 ※5歳児：新しく使える遊具や用具、場所の使い方 ○子供110番の家	園内の安全な生活の仕方 ・生活や遊びの中で必要な道具や用具の使い方（いす、はさみ、ステープラー、スコップ、箸等） ・けがや不調なときの対応 ・小動物の世話の仕方 ・通園バスの乗り降りの仕方や待ち方の約束 ○集団で行動するときの約束 ・一人で行動しない	雨の日の安全な生活の仕方 ・雨具の扱い方、始末の仕方 ・廊下、室内は走らない ○水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束 ○家に帰ってから ・知らない人についていけない ・「いかのおすし」の約束を知る	水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束 ○暑い日の過ごし方 ・熱中症予防の水分補給 ・遊び場や遊び方、休息 ○夏季休業中の生活について（安全で楽しい過ごし方） ・花火の遊び方 ・外出時の約束 ・一人で遊ばない	生活のリズムを整え、楽しく安全な生活 ・登降園時の約束、遊具・用具、固定遊具の安全な使い方 ○水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束 ○戸外で体を十分動かして遊ぶ ○集団で行動するときの約束 ・集合の合図・友達との歩行
	交通安全	安全な登降園の仕方 ・初歩的な交通安全の約束（親子で手をつなぐ） ・自転車登降園での約束 ○園外保育での安全な歩き方 ・並ぶ、間隔を空けない等	道路の安全な歩き方 ・標識、標示（とまれ・等）の意味 ・安全確認（両足をそろえる、左右を見る）の仕方 ○親子路上安全教室	雨の日の安全な歩行の仕方 ・傘の持ち方 ○園外保育での安全な歩き方 ○乗り物に関する約束 ・車中での過ごし方	交通安全に関する約束を再確認 ・飛び出し ・道路では遊ばない ・自転車に乗るときの約束（保護者の付き添い） ・自動車の前後の横断	遠足・園外保育での交通安全 ・道の端を歩く ・ふざけながら歩かない
	災害安全	避難（防災）訓練の意味や必要性 ・教職員など大人の指示に従う ○避難の仕方 ・避難訓練の合図（サイレン、放送・緊急地震速報等） ・「おかしも」の約束 ・防災頭巾等のかぶり方	〈火災：サイレン、放送で伝達〉 ※3・4歳児：集合場面 ・火災時は靴を履きかえない ※5歳児：自由に活動している場面 ・教職員の指示を聞いた避難	〈地震：サイレン、放送、緊急地震速報で伝達〉 ○地震のときの避難の仕方 ・頭を守る ・机の下に潜り、脚を持つ ・避難時は靴を履く（火災と同様に上履きでの避難） ・「おかしも」の徹底	〈火災：火災報知機・放送にて伝達〉 ○放送・教職員の指示を聞き、避難 ・非常用滑り台で避難 ・ハンカチを鼻、口に当てる、煙が発生した場合は低くして避難 ・持っているものは置いて避難	〈地震・警戒宣言発令〉 ○大地震が起きたときの避難の仕方（幼・小・中合同訓練） ・保育室にて保護者への引渡し訓練（保護者は徒歩） ・家庭で地震が起こった場合の対処の仕方
	行事	入園式	園外保育・遠足	園外保育・遠足 プール開き	終業式 夏祭り 夏季休業日	始業式、プール納め 園外保育・遠足
安全管理	安全点検表の作成 ○園内外の環境の点検、整備、清掃 ○保育室の遊具、用具の点検、整備、清掃	園外保育・遠足等の目的地の実地踏査 ○消防署の指導により教職員の通報訓練、初期消火訓練	幼児の動線を考え、室内での安全な遊びの場づくりの工夫 ○プールの清掃、水遊びの遊具、用具の安全点検	熱中症予防のための冷房や換気の活用 ○夏季休業中は園舎内外の施設、設備の見回り ○新学期が始まる前に、保育室内外の清掃、遊具、用具の安全点検	使い慣れた遊具、場所の安全指導の徹底 ○危険な行動に対する、教職員同士の共通理解、指導の徹底	
学校安全に関する組織活動（研修を含む）	保護者会、園だよりで周知 ・園生活を安全に過ごすためのきまり、約束を連絡（登降園の仕方、園児引渡しによる連絡の仕方、出欠の連絡、けがや病気に関する連絡方法、災害時の対応） ・通園状況の把握 ○春の交通安全運動 ○遊具の安全点検の仕方に関する研修	保護者会、園だよりで周知 ・定期健康診断の結果連絡、健康で安全な生活についての意識の高揚 ・一斉メールを使った練習 ・路上での実際指導 ・光化学スモッグ警報発令時の対応の仕方を連絡 ○心肺蘇生法（AEDを含む）の研修	保護者会、園だよりで周知 ・水遊びのための健康管理 ・夏の生活に必要な安全（雨天時の歩行、登降園時に親子で注意、熱中症への配慮） ・登降園時の落雷や集中豪雨等の自然災害への対応 ○幼児の交通事故の現状（警察署から講義）	保護者会、園だよりで周知 ・警察署より交通安全及び防犯（誘拐）について講話 ・夏季休業中の過ごし方（健康生活、落雷、台風などの気象災害への配慮事項の確認） ・地域が行っている防犯パトロールについての情報交換 ○不審者との具体的な対応の仕方やいろいろな道具の使い方（警察署から実際指導）	保護者会、園だよりで周知 ・通園路を見直し、安全な通路、危険な場所の確認 ・生活リズムの調整、体調への十分な配慮を依頼 ・避難に関する情報発令時の避難行動、引取り訓練 ・台風等の暴風雨時の対応について ○秋の交通安全運動	

付 録

この表は学校安全計画に記載すべき項目と全体像を示し、各教科等における内容については、あくまで例として記載したものです。各園においては、それぞれの教育目標や幼児の実態を踏まえたうえで、幼稚園教育要領をもとに必要な内容を記載してください。

10	11	12	1	2・3
○様々な遊具の安全な使い方、遊び方 ・ボール（蹴る、投げる等）の遊び方 ・縄跳びの縄の扱い ※5歳児：後に使う人の安全を考えた片付け方 ○集団で行動するときの約束 ・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける	○様々な遊具や用具の安全な使い方、片付け方 ・目打ち、段ボールカッター等 ○不審者対応 ・不審者が園に侵入したときの避難の仕方 ○集団で行動するときの約束 ・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける	○体を動かして遊ぶ・室内にこもらず、戸外で遊ぶ ○危険につながる服装 ○冬の健康な遊び方、安全な行動の仕方 ○誘拐の防止 ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○冬季休業中の生活について（安全で楽しい過ごし方）	○進んで体を動かし、安全で活発な行動 ・室内にこもらず、戸外で活動 ○園生活に必要な約束やきまりを自分から気づき、守る ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方	○自分の身の回りの安全に自ら気づき、判断し行動する ・担任以外の教職員の指示 ○異年齢の交流場面での安全に関する自主的な約束の確認 ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方
○信号の正しい見方 ・点滅しているときの判断の仕方、適切な行動 ○警察の指導による交通安全 ・安全な登降園の仕方、自転車の乗り降りの仕方、道路の渡り方 ○バスの中の安全な過ごし方	○登降園時、園外保育・遠足の交通ルールを自分から気を付け、守る ・自分の耳と目で確かめる習慣 ○電車の乗り降り、車中の安全な過ごし方	○様々な状況、場面での交通ルール ・道路の横断 ・駐車中の自動車の前後の横断 ・信号が点滅しているときの行動の仕方など	○様々な状況、場面で、自分で判断する ・自分の耳と目で確かめる習慣 ・交通量の多い道路での歩行、横断 ○寒い日の安全な歩き方 ・雪や凍結している道の安全な歩行 ・寒い日の安全な身支度	○交通安全のために、自分で判断して行動する ※5歳児：小学校付近の道路の危険な場所、安全な歩行の仕方
〈火災：肉声で通報〉 ○「火事だ」の声による通知、速やかな避難行動 ・周囲の状況、そばにいる教職員の指示 ・第二次避難場所まで避難	〈地震・津波：サイレン、放送で伝達〉 ○大きな揺れが続いているとき ・頭を守る、危険のない場所 ・指示があるまで動かない等 ※5歳児：起震車により大地震の揺れを体験、地震のときの基本動作（親子で体験）	〈地震・津波火災発生：サイレン、放送、緊急地震速報で伝達〉 ○第三次避難場所へ避難 ・防災頭巾等をかぶっての安全な歩行	〈火災：園児に予告なし〉 ○周囲の状況、放送やそばにいる教職員の指示 ○消防署から指導 ・火災の怖さ、火事発見時の適切な行動	〈地震・火災：幼児・教職員ともに予告なし〉 ○大きな揺れが続いているときの自分の身の守り方
- 運動会園外保育 ・園外保育・遠足（バス）	園外保育・遠足	- 終業式 - 冬季休業日	- 始業式 - 園外保育（風上げ）	終業式
○戸外での遊び、遊びの場、幼児の遊びの動線への配慮 ○園外保育・遠足を利用し、信号機の見方、道路の歩き方等の体験的な指導	○電車を使つての遠足では、使用する駅のホームの状況も含めて遠足の実地踏査	○暖房設備の点検、使用するための準備	○室内での遊び、狭い遊び場での安全管理・教職員同士の連携・調整 ○暖房の温度、室内の換気に留意 ○戸外での遊びの奨励 ○教職員の消火訓練（消防署の指導） ○積雪時の園庭、園舎の安全確認	○1年間の安全点検の評価・反省 ○次年度の防災組織等の再編成
○保護者会、園だよりで周知 ・戸外での活動、徒歩での通園などへの協力依頼（ノーマン自転車デー） ・警察の指導により、登降園の様子、幼児が自分で判断し、安全な歩行の仕方を身に付けるための指導協力 ・消火、通報訓練（消防署による指導）	○保護者会、園だよりで周知 ・消防署の指導（起震車での地震体験） ○不審者への対応に関する実技研修	○保護者会、園だよりで周知 ・冬休み中の健康で安全な生活について ・年末年始の地域の防犯、防災活動に関心をもち、幼児に伝える	○保護者会、園だよりで周知 ・登降園時の安全、大地震発生時の避難場所、連絡方法などを再確認 ・降雪時の登降園時の歩行、身支度などへの配慮について連絡と協力依頼	○保護者会、園だよりで周知 ・就学に向けての心構え（危険な道路、場所、安全な交行動等に関する指導）休み中の生活 ○園内事故等発生状況と安全措置に関する研修

3-9

幼稚園等における留意点

幼稚園等*は、幼児が心身ともに未熟であり、預かり保育等で幼児の登降園時間は様々、広域から通園、教育活動の場や内容・時間配分が多様、教職員数が少ない、教職員の職種や勤務時間・曜日が様々、などの特徴があり、これらを危機管理の際の留意点として押さえた上でマニュアルを作成することが重要です。

※幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)・幼保連携型認定こども園

【1】事前の危機管理(予防する)

体制整備	教職員の役割の 共通理解・役割分担	その日の出勤者が自分の役割を自覚するとともにその他の教職員の分担も理解し行動する。 バス通園の場合は、非常時を想定してルートや避難場所などを選択・判断できるよう、対応を事前に決めておく。
避難訓練	教職員の危機管理 意識向上のための 訓練	朝や午後の預かり保育、降園後の施設開放、昼食時、プール、遠足(徒歩・バス・電車)などの様々な場面や時間帯を想定して避難訓練を行う。 非常勤職員も参加することで、全教職員の共通理解を図る。 AEDや応急処置の研修も非常勤職員を含めた全教職員が参加できる体制をつくる。
保護者との連携	引渡し等の理解と 協力	事故等が発生した場合の連絡の仕方・幼児の引渡しの方法については、年度当初に保護者と確認しておく。 保護者の勤務場所やきょうだいの有無及び在籍校、緊急時の連絡先を事前に確認し、迎えが遅くなる幼児を把握しておく。バスや自転車通園の場合は、平常時の所要時間を把握しておき、迎えに時間がかかることを想定しておく。
	登降園時の約束の 理解	日々の登降園や家庭生活の中で、保護者が歩行・横断・自転車のルールやマナーのモデルであることを繰り返し伝える。 バスや自転車通園の保護者には、幼児自身の目や足で交通安全や不審者対応について確認する機会を意識して設けてもらうようにする。
幼児理解	特別な配慮の必要 な幼児への対応	幼児の特徴や、いつもと違う状況での配慮点、介助者等がいらない場合に誰がどのように避難に付き添うか等について、園内で共通理解を図る。

【2】個別の危機管理(命を守る)

園内	避難誘導	不審者侵入時は、複数の教職員で対応し幼児誘導の時間を稼ぐ必要があるが、不審者を捕えることよりも、複数の教職員で幼児を素早く避難させることを最優先にする。
	役割分担	複数の教職員で連携して幼児の安全確保を行う。避難した部屋で幼児に指示を出す教職員と、事故等の発生元や不審者の情報収集・確認、本部との連絡を行う教職員に分かれて対応する。
	人員の確認・報告	保育中は園内の様々な場所に年齢の異なる幼児がいるため、どの部屋にどの組が何人避難しているか、教職員はどの幼児がいるかを確認して内線などで対策本部に報告し、園の全人員の安否を確認する。

【3】事後の危機管理(復旧・復興する)

引渡しと待機	他校にきょうだいがいる場合は、年長の児童・幼児から引き取る等のルールを事前に保護者と決めておき、年少の幼児は迎えが来るまで園で預かるようにする。
避難所対応	幼稚園は基本的に避難所にならないことが多いが、自治体によっては乳幼児・障害児対応施設になる場合がある。また、近隣の未就園児親子が不安から自主的に避難してくる場合もある。施設の開放の仕方などについて、あらかじめ園内で共通理解を図っておく。

【4】個別事項

食物アレルギー	除去食の保管場所や、昼食時に座る場所に配慮する。また他児の弁当の中身を確認し、場合によっては食事をする部屋を別にするなどの対応を行う。食事前後の机などの消毒を徹底する。園で栽培した食材や市販の菓子等の飲食前には、その食品の成分表を、あらかじめ全保護者に確認してもらう。
プール	ビニールプールであっても指導者とは別に監督者を配置し、幼児の見守りだけでなく、指導者の指導する位置についても随時指導を行う。

特別支援学校等における留意点

障害のある児童生徒等の安全に留意するためには、一人一人の障害を理解し把握するとともに、障害のある児童生徒等も、自分の障害の状態や特性等を理解し安全に留意して学校生活が送れるように指導することが大切です。また、特別支援学校の中には、幼稚部から高等部まで設置されている学校もあるので、各学部が相互に連携するための連携の体制を整えていくことが重要となります。小学校等の通常の学級や特別支援学級から、特別支援学校へ児童生徒等が転入してきた場合は、学校間で情報を共有するなど、連続性のある安全指導を心掛けることも必要です。

また、車椅子や白杖等を使用していることで周囲から障害のあることが理解されやすい場合だけではなく、一見して障害のあることが分かりにくい場合もあります。そこで、障害者に関するマークなどを身に付け、いざというときに支援が受けられるようにしておくことも大切です。

障害のある児童生徒等の中には、知的障害などの複数の障害を併せ有する場合もあります。また、特別支援学校の中には、複数の障害種に対応した、いわゆる併置校と呼ばれる特別支援学校や、同一敷地内に高等学校と特別支援学校の分校や分教室が隣接されていたり、病院内に特別支援学校の分教室が設置されている場合など様々な形態があることから、特別支援学校の危機管理マニュアルについては、児童生徒等の障害の状況や各学校の設置の状況によって工夫、連携する必要があります。

なお、障害のある児童生徒等が在籍する全ての学校において、危機管理マニュアル作成の際に本項目に留意することが望ましいです。

【1】障害のある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい支障

	障害のある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい支障例
情報の理解や意思表示	● 情報の理解・判断に時間を要したり、できないことがある。 ● 自分から意思を伝えることが困難なことがある。 ※ 全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障害や聴覚障害では、障害に応じた情報伝達方法の配慮が必要である。また、知的障害のある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。
危険回避行動	● 危険の認知が難しい場合がある。 ● 臨機応変な対応が難しく、落下物等から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。 ● 風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。 ● 危険回避しようと慌てて行動することがある。 ● けがなどをしても的確に訴えず、周囲が気付かないことがある。
避難行動	● 落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある(肢体不自由・視覚障害)。 ● エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難に支障が生じることがある(肢体不自由)。
生活・生命維持	● 薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい。 ● 避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。
非日常への適応	● 経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。 ● 不安な気持ちが被災により増幅され、普段以上に感情のコントロールができなくなることがある。

【2】障害のある児童生徒等の特性に応じた危機管理マニュアル作成時の留意点

伝達方法の整備	● 障害に応じた情報伝達方法を整備しておく。 例) 聴覚障害：点滅灯、ディスプレイ、旗、手話、筆談、校内図など音声以外の伝達方法を検討しておく。
避難経路・避難体制の整備	● 障害に応じた避難経路の整備、避難体制を検討しておく。 例) 車椅子利用をする場合の経路を確認しておく。 例) 肢体不自由：エレベーター等が動かない状況や介助者がいない場合等の代替方法を検討しておく。
避難訓練	● 障害に応じた避難訓練を実施する。 例) 知的障害：訓練等を複数回行い経験を重ねたり、避難経路や取るべき行動が理解しやすい図などを準備したりすることで、事態を予測して落ち着いて行動できるようにしておく。
連 携	● 保護者・医療関係者と発生時の対応について事前に検討しておく。 例) 病院内における学級：病院との連携方法等を検討しておく。

象となる症状が認められる園児を別室に隔離するとともに、学校医や保健所などの関係機関と連携し、迅速に対応する。園長は、園児や保護者、全職員の健康状態を確認し、症状が疑われる場合には、医療機関への受診を勧めることが望ましい。

食中毒発生時は、保健所の指示に従い、食事の提供を中止し、施設内の消毒、職員や園児の手洗いを徹底する。また、必要に応じて行事を控えるなど、感染拡大の防止に向けた対応が効果的である。

2 事故防止及び安全対策

- (1) 在園時の事故防止のために、園児の心身の状態等を踏まえつつ、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第27条の学校安全計画の策定等を通じ、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- (2) 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。
- (3) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領に基づき、事故の発生に備えるとともに施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施すること。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を行うこと。更に、園児の精神保健面における対応に留意すること。

学校保健安全法第 27 条には、学校安全計画の策定について、次のとおり規定されている。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

※ 認定こども園法第 27 条等による読替後

（学校安全計画の策定等）

第27条 幼保連携型認定こども園においては、園児の安全の確保を図るため、当該幼保連携型認定こども園の施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他幼保連携型認定こども園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(1) 日常の安全管理

園児の環境の安全は、重要な課題である。安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等を定期的に点検し、安全性の確保や機能の保持など具体的な点検項目や点検日及び点検者を定めることが必要である。また、遊具の安全基準や規格などについて熟知し、専門技術者による定期点検を実施することが重要である。

園児が日常的に利用する散歩経路や公園等についても、異常や危険性がないか、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録を付けるなど、その情報を全職員で共有するなど園児の安全を確保することが大切である。

学校保健安全法第 29 条においては、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成等について、次のとおり規定されている。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

※ 認定こども園法第27条等による読替後

（危険等発生時対処要領の作成等）

第29条 幼保連携型認定こども園においては、園児の安全の確保を図るため、当該幼保連携型認定こども園の実情に応じて、危険等発生時において当該幼保連携型認定こども園の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 幼保連携型認定こども園においては、事故等により園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その

他の心身の健康に対する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

(2) 事故予防と事故対応

事故防止のために、日常どのような点に留意すべきかについて、学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等を作成し、その周知を図ることが重要である。

日常的な事故予防では、あと一步で事故になるところだったという、ヒヤリ・ハットした出来事を記録、分析し、事故予防対策に活用することが大切である。

園児の発達との関係では、事故は、乳幼児の発達の特性と密接な関わりをもって発生することが多く、保育教諭等は、園児の発達の特性と事故との関わりを理解することが大切である。

園児の動静については、常に全員の園児を把握することが必要であり、観察の空白時間が生じないよう職員間の連携を密にすることが大切である。また、午睡を含め、園児の安全の観察に当たっては、園児一人一人を確実に観察することが重要である。

さらに、事故が生じた場合には、必要に応じて迅速に応急処置、救急蘇生を行うとともに、緊急度に応じて救急車の出動の要請、保護者及び学校医への連絡等を行うことが重要である。保護者への説明では、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明することが必要である。

適切かつ迅速に対応できるよう、あらかじめ対応を整理し体制を整えらるとともに、事故発生時の訓練等もしておく必要がある。

(第3章 第4節 2(4)危機管理 336頁を参照)

(3) 重大事故防止

安全な教育及び保育の環境を確保するため、園児の年齢、場所、活動内容に留意し、事故の発生防止に取り組む。特に、睡眠、プール活動及び水遊び、食事等の場面については、重大事故が発生しやすいことを踏

まえて、場面に応じた適切な対応をすることが重要である。

例えば、乳児の睡眠中の窒息リスクの除去としては、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、園児の顔が見える仰向けに寝させることが重要である。睡眠前には口の中に異物等がないかを確認し、柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない、またひも及びひも状のものをそばに置かないなど、安全な睡眠環境の確保を行う。また、定期的に園児の状態を点検するなど、異常が発生した場合の早期発見や重大事故の予防のための工夫が求められる。園児を一人にしないこと、寝かせ方に配慮すること、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。

プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、役割分担を明確にする。また、これらの職員に対して、監視の際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。十分な監視体制の確保ができない場合は、プール活動の中止も検討すべきである。

食事の場面では、園児の食事に関する情報（咀嚼^{しゃく}や嚥下^{えん}機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の園児の健康状態を把握し、誤嚥^{えん}等による窒息のリスクとなるものを除去したり、食物アレルギーのある園児については生活管理指導表等に基づいて対応したりすることが必要である。

なお、重大事故を防ぐためには危険を取り除く必要があるが、過度な園児の遊びの制約については、一定の配慮を要する。乳幼児期の園児が遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性にも留意する必要がある。こうした幼保連携型認定こども園における事故防止のための一連の取組や配慮について保護者に十分周知を図り、理解を深めておくことが重要である。

(4) 危機管理

重大事故や不審者の侵入等、園児に大きな影響を及ぼすおそれのある事態に至った際の危機管理についても、危険発生時対処要領に沿った実践的な訓練、園内研修の充実等を通じて、全職員が把握しておくことが必要である。

例えば、緊急時の役割分担を決め、見やすい場所に掲示しておくことが、全職員の共通理解を図る上で有効である。重大事故発生時の対応における役割分担を決める際には、応急処置、救急蘇生、救急車の出動の要請、医療機関への同行、事故の記録と保護者及び学校医や関係機関等への連絡等といった具体的な行為に関する分担と、指示系統を明確にしておく。不審者の侵入など不測の事態に関しても、その防止措置を含め、対応の具体的な内容や手順、指示の流れなどを職員間で確認しておくことが求められる。

保護者への説明は、緊急時には早急かつ簡潔に要点を伝え、事故原因等詳細については、事故の記録を参考にして改めて具体的に説明する。

日常の備えとして、各職員の緊急連絡網、医療機関及び関係機関のリスト、保護者の緊急連絡先を事前に整理しておくことが重要である。119番通報の際の要点を事務室に掲示したり、園外活動等の際に携帯したりすることも有効である。

さらに、緊急時に備えた連絡体制や協力体制を保護者や、消防、警察、医療機関などの関係機関との間で整えておくとともに、地域とのコミュニケーションを積極的にとり、あらかじめ緊急時の協力や援助を依頼しておく。

また、施設内で緊急事態が発生した際には、保育教諭等は園児の安全を確保し、園児や保護者が不安にならないよう、冷静に対応することが求められる。

園児が緊急事態を目前に体験した場合には、強い恐怖感や不安感により、情緒的に不安定になる場合もある（心的外傷後ストレス障害－PTSD：Post Traumatic Stress Disorder）。このような場合には、小児精神科医や臨床心理士等による援助を受けて、園児と保護者の心身の健康に配慮することも必要となる。